

第三次基本構想で定める特定事業等について

■中央地区におけるバリアフリー整備関係事業

中央地区においては、以下の表に示すバリアフリー整備関係事業に取り組みます。

中央地区におけるバリアフリー関係事業一覧

種別	対象※ ¹	事業内容	事業計画	実施主体	実施時期※ ²	
					前期	後期
公共交通	バス(★)	・低床車両の導入	資料1 ・ ②の様式での回答をお願いします。	公共交通事業者	○	○
	タクシー(★)	・ユニバーサルデザインタクシーの導入			○	○
	旅客施設、車両等	・高齢者、障害者等が利用しやすいバリアフリー情報等の提供			○	○
		・設備の定期点検や要望に応じた介助など、バリアフリー設備の機能が十分に発揮される体制の整備			○	○
道路	国道10号	・歩道の段差解消、視覚障害者誘導用ブロック、休憩施設(ベンチ等)の設置等			行政 (道路管理者)	
	県道鹿児島加世田線		○			
	市道唐湊線(★)		○			
	市道高麗本通線		○			
	市道草牟田城山線	・大規模な改良を行う路線については、歩道の拡幅や勾配解消等の整備 ・適正な維持管理				○
交通安全	交通安全施設〔信号機等〕(★)	・音響式信号機、高齢者等感应信号機等の設置 ・横断秒数の確保 ・利用者の状況に応じた、エスコートゾーンの設置 ・道路標識、道路標示の設置		行政 (公安委員会)	○	○

※1 ★印はバリアフリー法第2条第25号に規定する特定事業に該当するもの

※2 「前期」は、令和4年度から令和6年度の間事業実施・完了が見込めるもの、「後期」は令和7年度から令和8年度の間事業実施・完了が見込めるもの、又は実施予定時期が明記できないもの

■鴨池地区におけるバリアフリー整備関係事業

鴨池地区においては、以下の表に示すバリアフリー整備関係事業に取り組みます。

鴨池地区におけるバリアフリー関係事業一覧

種別	対象※ ¹	事業内容	事業計画	実施主体	実施時期※ ²	
					前期	後期
公共交通	バス(★)	・低床車両の導入	資料1 ・②の様式での回答をお願いします。	公共交通事業者	○	○
	タクシー(★)	・ユニバーサルデザインタクシーの導入			○	○
	旅客施設、車両等	・高齢者、障害者等が利用しやすいバリアフリー情報等の提供			○	○
		・設備の定期点検や要望に応じた介助など、バリアフリー設備の機能が十分に発揮される体制の整備			○	○
交通安全	交通安全施設〔信号機等〕(★)	<ul style="list-style-type: none"> ・音響式信号機、高齢者等感応信号機等の設置 ・横断秒数の確保 ・利用者の状況に応じた、エスコートゾーンの設置 ・道路標識、道路標示の設置 	行政(公安委員会)	○	○	

※1 ★印はバリアフリー法第2条第25号に規定する特定事業に該当するもの

※2 「前期」は、令和4年度から令和6年度の間事業実施・完了が見込めるもの、「後期」は令和7年度から令和8年度の間事業実施・完了が見込めるもの、又は実施予定時期が明記できないもの

■谷山地区におけるバリアフリー整備関係事業

谷山地区においては、以下の表に示すバリアフリー整備関係事業に取り組みます。

谷山地区におけるバリアフリー関係事業一覧

種別	対象※ ¹	事業内容	事業計画	実施主体	実施時期※ ²	
					前期	後期
公共交通	バス(★)	・低床車両の導入	資料1 ・ ②の様式での回答をお願いします。	公共交通事業者	○	○
	タクシー(★)	・ユニバーサルデザイン タクシーの導入			○	○
	旅客施設、車両等	・高齢者、障害者等が利用しやすいバリアフリー情報等の提供			○	○
・設備の定期点検や要望に応じた介助など、バリアフリー設備の機能が十分に発揮される体制の整備		○			○	
道路	県道鹿児島加世田線	・歩道の段差解消、視覚障害者誘導用ブロック、休憩施設(ベンチ等)の設置等 ・大規模な改良を行う路線については、歩道の拡幅や勾配解消等の整備 ・適正な維持管理		行政 (道路管理者)		○
	都市計画道路南清見諏訪線				○	○
	市道諏訪和田線					○
	市道木之下慈眼寺団地線					○
交通安全	交通安全施設 〔信号機等〕(★)	・音響式信号機、高齢者等感応信号機等の設置 ・横断秒数の確保 ・利用者の状況に応じた、エスコートゾーンの設置 ・道路標識、道路標示の設置		行政 (公安委員会)	○	○

※1 ★印はバリアフリー法第2条第25号に規定する特定事業に該当するもの

※2 「前期」は、令和4年度から令和6年度の間事業実施・完了が見込めるもの、「後期」は令和7年度から令和8年度の間事業実施・完了が見込めるもの、又は実施予定時期が明記できないもの

■「心のバリアフリー」を推進するための取組

バリアフリーの推進は、ハード面の整備だけでなく、すべての人が互いに理解を深めようとコミュニケーションをとる「心のバリアフリー」が重要です。そのようなことから、「心のバリアフリー」の推進のため、令和2年のバリアフリー法改正により「教育啓発特定事業」が新たに創設されました。

「心のバリアフリー」の推進については、前構想でも取り組んできましたが、本構想においては、法改正の趣旨を踏まえ、これらの取組を「教育啓発特定事業」として位置付け、公共交通事業者と行政が連携しながら、これまで以上に推進します。

なお、これらの取組については、重点整備地区に限らず、市内全域を対象とします。

種別	取組内容	事業計画	実施主体	実施時期※	
				前期	後期
教育啓発特定事業	適切な利用者支援や接遇の向上に向けた、乗務員や職員等を対象とする研修の実施や資格取得の推進	資料1 ・ ②の様式での回答をお願いします。	公共交通事業者	○	○
	各学校の教育課程に基づくバリアフリーに関する指導		行政	○	○
	バリアフリー教室や市政出前トーク、講習会を通じた意識啓発		行政	○	○
	ポスターや車内アナウンス等による意識啓発		公共交通事業者	○	○
			行政	○	○
	障害者福祉施策による啓発活動や外出支援の実施		行政	○	○
	優先席やバリアフリートイレ、障害者等用駐車スペースの適正な利用に関する広報啓発		公共交通事業者	○	○
			行政	○	○
	市ホームページ等による基本構想進捗状況の公表		行政	○	○
その他の取組	障害者等の特定公共的施設等の安全かつ快適な利用促進		行政	○	○
	バリアフリーに配慮したイベントの実施		行政	○	○

※ 「前期」は、令和4年度から令和6年度の間事業実施・完了が見込めるもの、「後期」は令和7年度から令和8年度の間事業実施・完了が見込めるもの、又は実施予定時期が明記できないもの